



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(32)

目 次

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則.....	1
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	同
教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則.....	3
山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....	4
盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	同
山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則.....	同
山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則.....	5

訓 令

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....	6
山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令.....	8
山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....	9

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会規則第1号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「理事、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第2号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人
附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第3号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(課及び係)」に改め、同条第1項中「及び室」を削り、同項の表総務課の項中「、行政管理係」を削り、同表中

「	スポーツ保健課	庶務係、学校体育係、生涯スポーツ係、学校保健係、学校給食係	を
	国体室		」
「	スポーツ保健課	庶務係、学校給食係	に改め、
			」

同条第2項を次のように改める。

- 2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課名	課内室名
高校教育課	高校改革推進室
社会教育課	文化財保護室

第5条第12号中「、発送及び浄書」を「及び発送」に改め、同条第14号中「各課室」を「各課」に改め、同条第15号を削り、同条第16号を同条第15号とし、同条第17号を同条第16号とし、同条第18号中「各課室」を「各課」に改め、同号を同条第17号とし、同条第19号から同条第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条第29号中「他課室」を「他課」に改め、同号を同条第28号とする。

第11条第14号を削り、同条第15号を同条第14号とし、同条第16号を削る。

第12条の2を削る。

第17条中「理事及び」を削る。

第18条の見出しを「(課に置く職)」に改め、同条第1項を次のように改める。

本庁の課に課長、課長補佐及び係長を置く。

第18条第2項中「前項」を「前2項」に、「室(本庁の課内室を含む。)」を「課内室」に改め、「、室長補佐、業務名を冠する主幹補佐、技術補佐」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 本庁の課内室に、室長及び室長補佐を置く。

第19条の表中

理事	教育長の命を受けて教育庁の事務を掌理し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。
教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

を

教育次長	教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督し、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する。
------	---

に改め、

同表業務名を冠する主幹の項中「又は室」を削り、同表中

課長補佐	課長を補佐し、所属の職員の担当する事務を監督する。
室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。
業務名を冠する主幹補佐	業務名を冠する主幹を補佐し、特定事項に関する事務を整理する。
技術補佐	技術に関し、課長を補佐し、課の技術に係る事務を整理する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。

を

課長補佐	課長又は業務名を冠する主幹を補佐し、課の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。
室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理し、担当事務を有する場合にあっては担当事務を処理する。
専門員	担当事務について課長等を補佐し、特定事項を処理する。

に、

担当する事務に関して課長又は室長を補佐し、担当事務を処理する。

を

担当事務について課長等を補佐し、担当事務を処理する。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子

博

山形県教育委員会規則第4号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表奉仕課の項中「、調査相談係、普及振興係」を削る。

第30条第1項の表及び同条第2項の表中

研修係

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第5号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「事務部次長(補佐)」を「事務部次長(補佐) 総務専門員」に改める。

第21条の表中

総務主査	事務長を補佐し、担当事務を処理する。	を
総務専門員	担当事務について事務長を補佐し、特定事項を処理する。	に改め、
総務主査	担当事務について事務長等を補佐し、担当事務を処理する。	

同表事務次長の項中「事務部長又は」削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第6号

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主任栄養士」を「主任栄養士、副主任栄養士」に改める。

第4条の表中	主任栄養士	栄養に関する業務を担当する。	を
--------	-------	----------------	---

主任栄養士	栄養に関する業務を担当する。	に改める。
副主任栄養士	高度な栄養に関する業務に従事する。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第7号

山形県教育職員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育職員の長期研修に関する規則(昭和53年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会規則第8号

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び室長(課内室の室長を除く。)」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「とつ版(い型を作成したときは、その型を含む。以下同じ。)」を「原版」に改める。

第10条第3項中「とつ版」を「原版」に改める。

別表第1(2)職印の項中

9	山形県教育庁国体室長印	方21	〃	国 体 室 長	を
10	山形県教育庁各事務所長印	方21	〃	各 教 育 事 務 所 長	

9	削 除				に改める。
10	山形県教育庁各事務所長印	方21	公 文 書 用	各 教 育 事 務 所 長	

別表第2(2)職印の項中

9	山形県教育庁国体室長印
---	-------------

を 削 除 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子 博

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書等」を「文書」に、「第49条」を「第49条の2」に改め、「第5節 文書以外の記録等の管理(第49条の2・第49条の3)」を削り、「第52条～第54条」を「第52条」に改める。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記録した物」を削る。

第2条第4号中「及び室」を削り、同条第5号中「一切の書類」を「書類(図画、フィルム等を含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」に改め、同条中第12号を第14号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(7) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(15) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第2項中「焼却」を「裁断」に、「破棄」を「処理」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 文書取扱主任者は、本庁にあつては課の課長補佐(2名以上の課長補佐を置く場合にあつては、課長が指名する者)をもつて充て、事務所及び機関にあつてはそれぞれの長が指名する。

第11条第3項中「文書の受領、進行管理」を「文書の收受」に、「保存文書事務」を「保存の文書事務(担当者が直接送達を受けた電子文書の收受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。)」に改める。

「第2章 本庁の文書等の管理」を「第2章 本庁の文書の管理」に改める。

第12条第1号中「受けた文書」を「受けた文書(主務課で直接送達を受けた文書を除く。)」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「親展文書等」を「親展、書留、小包等により発送する文書、電子文書等」に、「封入し、又は包装」を「封入、包装又は発送を」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第13条第1項中「文書の」を「文書(電子文書を除く。)の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、直ちに山形県基幹高速通信ネットワークで運用される電子メールにより主務課の文書取扱担当者に配布しなければならない。

第14条中「、及び庁外から直接持参等の方法により」を「及び直接」に、「余白」を「余白(電子文書にあつては当該文書を用紙に出力したものの余白)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 直接文書の送達を受けた者は、前項の規定の例により当該文書を收受しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

第14条の2 文書取扱担当者は電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第15条を次のように改める。

(誤つて配布された文書の取扱い)

第15条 文書取扱担当者(直接文書の送達を受けた者を含む。第17条において同じ。)は、誤つて文書が配布されたとき又は送達されたときは、これを当該文書の主務課が明らかなきときは当該主務課に、明らかでないときは総務課に回付しなければならない。

第18条を次のように改める。

(勤務時間外の文書の取扱い)

第18条 勤務時間外に送達された文書(電子文書を除く。)は、主務課長の指名する者において受領し、次の各号により処理し、文書取扱担当者に引き継がなければならない。

- (1) 内容証明及び配達証明並びに持参人が権利の得喪に関係ある旨を表明した文書は、当該文書の封皮又は余白に到着の日時を記入しておくこと。
- (2) 書留の取扱いによる文書は、書留文書送達簿に所要事項を記入すること。
- (3) 前2号以外の文書は、結束しておくこと。

2 前項に規定する主務課長の指名する者は、受領した文書で緊急の処理を要すると認められるものは、直ちに名あて者又は関係者に連絡しなければならない。

第19条中「宿日直員」を「前条第1項に規定する主務課長の指名する者」に改める。

第34条を次のように改める。

(文書の浄書)

第34条 文書の浄書は、主務課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、文書の印刷機による浄書については、当該文書に依頼書を添えて総務課に回付し、浄書の手続を行うものとする。

第35条第1項中「施行文書」を「施行文書(電子文書を除く。)」に改め、同条第2項中「及び同項第2号に掲げる文書のうち県教育委員会の機関」を「並びに県教育委員会の機関及び他の県の機関」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

(電子署名の実施)

第35条の2 施行文書(電子文書に限る。)には、総務課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第36条を次のように改める。

(文書の発送)

第36条 文書の発送は、郵送その他適切な方法により行わなければならない。

2 電子文書を発送するときは、総務課長が別に定める手続により行わなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(発送の手続)

第36条の2 文書取扱担当者は、事務所又は機関に発送を要する文書(電子文書その他主務課で直接発送する文書を除く。)を、総務課長が定める時刻までに総務課に回付しなければならない。

第42条中「、5月末日までに」を削り、同条ただし書中「常用文書」を「常用文書及び電子文書」に改める。

第49条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、個人情報又は印影等他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない。

「第5節 文書以外の記録等の管理」を削る。

第49条の2を削る。

第49条の3中「専決権者に」を「所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者(当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。)に」に改め、同条を第49条の2とする。

「第4章 教育事務所及び教育機関の文書等の管理」を「第4章 教育事務所及び教育機関の文書の管理」に改める。

第52条及び第53条を削る。

第54条中「、前2条に定めるもののほか」及び「及び第3号」を削り、「第34条第1項ただし書、第2項及び第3項」を「第34条第2項、第36条の2」に、「第41条第1項」を「第18条中「主務課長の指名する者」とあるのは、宿日直員を置く機関の文書管理について準用する場合にあつては「宿日直員」と、第41条第1項」に改め、同条を第52条とする。

別表第2号(1)本庁の項の表中

スポーツ保健課	スポ保
国 体 室	国

を

スポーツ保健課	スポ保
---------	-----

に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

別記様式第9号中「課(室)長」を「課長」に改める。

別記様式第10号中「課(室)長 殿」を「課長 殿」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程(昭和43年7月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第34条第1号中「第52条」を「第52条において準用する同訓令第18条」に改める。

別記様式第17号中「第21条」を「第17条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

本 庁
教育事務所
県立学校
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和51年4月県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号、第8条及び第11条中「各課室」を「各課」に改める。

第12条第2項中「各課室長」を「各課長」に改める。

第18条中「各課室」を「各課」に改める。

第24条第1項中「各課室長」を「各課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第5号

庁 中
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安 孫 子 博

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改

正する。

第2条第1号中「及び室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第7条第3項中「、理事」を削る。

第9条第6項中「及び室」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第6号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県教育委員会
委員長 安孫子

博

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程(平成2年3月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第21条」を「第17条」に改める。

第12条中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第13条第1項中「第21条」を「第17条」に改める。

別記様式第15号中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別記様式第17号中「第21条」を「第17条」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成16年4月1日印刷
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056